

令和7年度 徳島県職員選考採用試験 【計量・環境】実施要項

1 採用予定人員

【計量・環境】1名程度

2 採用予定時期

原則として令和8年4月1日

ただし、高校・大学既卒業者等のうち、可能な者は、令和7年10月1日以降に採用となる場合があります。

3 職務の内容

県の機関において、計量法に基づく計量計測・環境計測業務などの技術的業務等に従事します。

4 受験資格

(1)平成元年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次の①、②のいずれかに該当する者

① 計量士国家試験に合格した者（令和8年3月31日までに当該試験に合格する見込みの者を含む）

② 国立研究開発法人産業技術総合研究所の計量士資格認定教習の課程を修了した者（令和8年3月31日までに当該教習を修了する見込みの者を含む）

(2)次のア、イいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

① 禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

(3)日本の国籍を有しない者であっても受験できます。

* 在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。

* 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

5 試験日時、試験会場等

(1)第1次試験（教養試験、専門試験）

試験日時	試験会場	合格発表
令和7年6月29日（日） 開場 午前8時30分から 試験 午前9時から 12時20分まで	徳島県立工業技術センター 徳島市雑賀町西開11番地の2	7月中旬(予定) 受験者全員に、合否に関わらず文書で通知します。

(2)第2次試験（論文試験、口述試験）

第2次試験は、第1次試験の合格者に対してのみ行います。

試験日時	試験会場	合格発表
令和7年7月27日（日） 開場 午前8時30分から 試験 午前9時から	徳島県立工業技術センター 徳島市雑賀町西開11番地の2	8月上旬(予定) 受験者全員に、合否に関わらず文書で通知します。

(3) 人事委員会等の選考

第2次試験の合格者に対し、後日、人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

6 試験の方法、内容

試験種目		方法及び内容
第1試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識（社会科学、人文科学、自然科学等）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について、高校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。（2時間）
	専門試験	専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を行います。（1時間） 問題は、次の分野から出題します。 物理、数学、化学、計量法、計量管理、計量機器概論
第2次試験	論文試験	職務として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。（1時間）
	口述試験	専門性、人柄等をみるため、個別面接を行います。

7 受験手続

受付期間	令和7年5月19日(月)から6月13日(金)まで
申込方法	申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。 受付期間経過後の申込みは、受付しませんので、十分注意してください。 (1)持参による申込み 受付期間中の執務日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後6時15分までに、徳島県経済産業部産業創生・大学連携課に提出してください。 (2)郵送による申込み 封筒の表に「徳島県職員受験申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により、徳島県経済産業部産業創生・大学連携課あて送付してください。6月13日までの消印があるものに限り受付ます。
受験票	申込者に対して受験票を送付します。 6月20日までに受験票が到着しない場合は、徳島県経済産業部産業創生・大学連携課まで電話でご連絡ください。

8 提出書類

次の書類を徳島県経済産業部産業創生・大学連携課に提出してください。

①受験申込書（指定様式）1部

②面接カード（指定様式）1部

③履歴書（市販のもので可。写真を貼付してください。）1通

④通常はがき（85円のもの）1枚

（受験票として使用するため、表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。）

*徳島県ホームページ上にも、受験申込書、面接カードの様式を掲載しています。

9 給与・赴任旅費

給料は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）（給与条例）等の規定に基づき、月額197,806円（給料月額＋地域手当）（令和7年4月1日現在）が初任給として支給されます。（なお、一定の職歴等がある場合には加算されることがあります。）このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、採用等に伴い住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

10 問い合わせ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県経済産業部産業創生・大学連携課

電話番号：088-621-2198

メールアドレス：sangyousouseidaigakurenkeika@pref.tokushima.lg.jp